

パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いについて

1 趣旨

区では、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、令和2年4月1日からパートナーシップ宣誓の受付を開始し、同年9月、職員の休暇制度を改正し、性別が同一である者とパートナーシップを形成した職員が利用できるよう対象者を拡大したところである。

この度、パートナーシップ関係にある者に係る給与について、特別区における統一の給与の取扱いが整理されたため、区職員の給与制度についても、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとするための改正を行う。

2 改正内容

(1) 扶養手当

扶養手当の支給に係る扶養親族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。

また、欠配一子に係る手当額の加算について、パートナーシップ関係の相手方のある職員を対象外とし、配偶者と同等の取扱いとする。

(2) 住居手当

単身赴任手当を支給される職員に住居手当を支給する場合の要件に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。

(3) 通勤手当

配偶者の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員に、転居後の住居からの新幹線利用の特別料金等を算定する場合の要件に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。

(4) 単身赴任手当

単身赴任手当の支給要件及び加算について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。

(5) 旅費

旅費の支給に係る扶養親族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。

(6) 退職手当

死亡者の退職手当の支給に係る遺族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加

え、配偶者と同等の取扱いとする。

また、失業者の退職手当における寄宿手当及び移転費の支給要件について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族」に内包される配偶者と同等の取扱いとする。

3 対象となる職員

正規職員のみ。会計年度任用職員には影響なし。

4 条例改正について

本制度改正に伴い、以下の条例を改正する。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 職員の旅費に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例

5 実施時期

令和5年10月1日から実施する。